

自治体名( ) 情報公開制度、条例等についての担当部署( )

担当者名( ) 連絡先 電話 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_ メール \_\_\_\_\_

(以下の回答の基準日は2011年4月1日現在でお願いします。また、今後改定が計画されている場合は記載をお願いします。各項のA、B、…のうち当てはまるものを選択してください。「その他」の場合は、具体的に記述してください。)

### 1、交際費の公開度、情報公開の運用について、

**【質問】①** 貴自治体における、首長交際費の支出相手先の公開基準(2011年4月1日現在)について、お問い合わせします。首長交際費を情報公開請求した際の、支出の相手方の団体名、氏名の開示基準は( )である。(注)「開示基準」ですので、「これまでの開示の実績」ではありません。「その他」については、開示基準を、具体的に記述してください。

- A 非個人の全面公開、病氣見舞いを除く個人名は全て公開  
(「交際費廃止」「病氣見舞い廃止」「見舞い全面公開」を含む)
- B 非個人の全面公開(法人・団体名はすべて開示)、  
個人名の一部の公開(個人は相手により一部非開示)
- C 非個人の全面公開(法人・団体名はすべて開示)、個人名はすべて非公開
- D 非個人の一部非公開(法人・団体名が一部非開示)(個人名は全面公開、一部公開も含む)
- E その他( )

**【質問】②** 首長交際費の相手方情報について、インターネット上での公開の基準は( )である(注)「開示基準」ですので、「これまでの開示の実績」ではありません。ネットでの氏名の公開を本人に確認する場合は、非開示となる可能性があるため(B)となります。Gの「その他」については、開示基準を具体的に記述してください。

- A 非個人の全面公開、病氣見舞いを除く個人名は全て公開  
(「交際費廃止」「病氣見舞い廃止」「見舞い全面公開」を含む)
- B 非個人の全面公開、個人名の一部の公開(個人は相手により一部非開示)
- C 非個人の全面公開、個人名はすべて非公開(法人・団体名はすべて開示)
- D 非個人の一部非公開(法人・団体名が一部非開示)  
(個人については公開、一部公開も含む)
- E 月毎の総額(または用途別の金額)のみ公開
- F 公開していない
- G その他( )

**【質問】③** 情報公開の資料交付の際のコピー代(複写手数料、A4、白黒1枚)は( )である。

- A、10円、 B、11円以上の( )円

### 2、議会のホームページ上での情報公開について

**【質問】④** 貴自治体の議会の議事録について、ホームページ上に( )

- A 本会議、委員会の議事録が掲載されている。
- B 本会議のみ、議事録が掲載されている。
- C 掲載されていない。
- D その他( )

**【質問】⑤** 貴自治体の議会本会議の内容について、( )

- A ホームページや役所等の施設で実況中継され、ホームページで録画を見ることができる。

- B ホームページでは中継されていないが、役所等の施設で実況中継されている。
- C ホームページで、録画のみ見ることができる。(実況中継はされていない)
- D 中継も録画も行っていない。
- E その他( )

### 3、情報公開条例について

貴自治体における、情報公開条例の内容について、お問い合わせします。

2011年4月1日現在の内容について、A、B、…のうち当てはまるものを選択してください。

下記の「条例」は「情報公開条例」のことです。

**【質問】⑥** 閲覧手数料について、情報公開請求時または交付時に、閲覧手数料を( ) (注:「閲覧手数料」は、コピー代(【質問】③の複写手数料)のことではありません)

- A 取らない
- B 条件付きで取る(条件は )
- C 取る
- D 現在は取らないが、情報公開審査会等で制度変更を検討中

**【質問】⑦** 請求権者について、貴自治体への情報公開請求(条例上の請求であり、任意開示を含めない)は、( )である。

(注)「広義住民」とは、「住んでいる人、会社、学校等に通っている人、利害関係者等」です。条例での「広義住民以外も任意開示を努力する」という条文は C に該当します。)

- A 何人も請求可能
- B 広義住民以外の人、請求理由を書けば請求可能(条例に記載あり)
- C 広義住民のみ請求可能

### 4、3セク、外郭団体の情報公開について、

**【質問】⑧** 情報公開条例において、公社、100%出資法人(公営企業(水道等)を含みません)が実施機関になって( ) (AとBの複数回答可)

- A います。(公社等の実施機関名を記入してください。 )
- B いないが、条例、規程等により、実施機関と同様の開示が行われる公社、100%出資団体が存在する。(法人名、または、多い場合は法人数等を記述してください。)  
情報公開条例 ( )条 ( )
- C いません
- D その他( )
- E 公社、100%出資法人(公営企業(水道等)を含みません)がいずれも存在しない。

**【質問】⑨** 情報公開条例において、出資法人(貴自治体が二分の一以上を出資している法人)に関する情報公開について( )

- A 情報開示に関する条文、または、「情報開示を行うよう努力する」などの条文(「市長が要請」「措置の要請」なども含む)があり、情報公開請求が可能な出資法人が存在する。 情報公開条例 ( )条 ( )
- B 条文にはないが、出資法人の規程等により、情報公開請求が可能な出資法人が存在する。(情報公開が可能な出資法人名、または、多い場合は出資法人数等を記述してください。)  
( )
- C 条文がない。
- D その他 ( )
- E 出資法人(二分の一以上の出資の法人)が存在しない。

以上です、ご協力ありがとうございました。

2010年度 全国（都道府県・全市）情報公開度ランキング採点基準

交際費公開度・運用	25ポイント	① 紙情報 10ポイント	10ポイント	A	非個人の全面公開、病氣見舞いを除く個人名は全て公開 （「交際費廃止」「病氣見舞い廃止」「見舞い全面公開」を含む）
			6ポイント	B	非個人の全面公開（法人・団体名はすべて開示）、個人名の一部の公開 （個人は相手により一部非開示）
			2ポイント	C	非個人の全面公開（法人・団体名はすべて開示）、個人名はすべて非公開
			0ポイント	D	非個人の一部非公開（法人・団体名が一部非開示）（個人名は全面公開、一部公開も含む）、「基準がない」「条例に基づき個別に判断」
		② ネット 10ポイント	10ポイント	A	非個人の全面公開、病氣見舞いを除く個人名は全て公開 （「交際費廃止」「病氣見舞い廃止」「見舞い全面公開」を含む）
			6ポイント	B	非個人の全面公開、個人名の一部の公開（個人は相手により一部非開示）
			2ポイント	C	非個人の全面公開、個人名はすべて非公開（法人・団体名はすべて開示）
			1ポイント	D	非個人の一部非公開（法人・団体名が一部非開示）（個人については公開、一部公開）
			0ポイント	E, F	「月毎の総額（または用途別の金額）のみ公開」または、「公開していない」
		③ ピーコ 5ポイント	5ポイント	A	10円
0ポイント	B		11円以上		
議会の情報公開	20ポイント	④ 議会議事録 10ポイント	10ポイント	A	本会議とすべての委員会の議事録がHPに掲載されている
			6ポイント	その他	本会議と予算、決算委員会の議事録がHPに掲載されている
			3ポイント	B	本会議のみ、議事録がHPに掲載されている
			0ポイント	C	議事録がHPに掲載されていない
	⑤ 議会内容 10ポイント	10ポイント	A	ホームページまたは施設等で中継され、いつでも録画が見れる（BかつCも含む）	
		8ポイント	C	ホームページで、いつでも録画が見れる（録音が聞ける）	
		5ポイント		DVD（ビデオ）を貸出して視聴できる	
		3ポイント	B	「CATVで中継、または録画が再放送されている」または、「HP、FM放送、他の施設等で中継されている」（議場にいかなくても傍聴できる）	
0ポイント	D	議会の中継も録画も行われていない（議場にいかないと傍聴できない）			
情報公開条例	10ポイント	⑥ 閲覧手数料 5ポイント	5ポイント	A	取らない
			2ポイント	B	条件付きで取る
			0ポイント	C	取る
			5ポイント	D	現在は取らないが、情報公開審査会等で制度変更を検討中
	⑦ 請求権者 5ポイント	5ポイント	A	何人も請求可能	
		2ポイント	B	広義住民以外の人は、請求理由を書けば情報公開請求可能（条例に記載あり）	
0ポイント	C	広義住民のみ情報公開請求可能			
3セク・外郭団体	15ポイント	⑧ 公社、100%出資法人 10ポイント	10ポイント	A	情報公開条例において、公社、100%出資法人のいずれかが実施機関になっている（地方独立行政法人、公営企業は含まない）
			5ポイント	B	公社、100%出資法人が実施機関ではないが、条例、規程等で実施機関と同様の開示が行われる公社、100%出資法人が存在する
				C	「情報公開条例において、公社、100%出資法人のいずれもが実施機関になっていない。」は、各自治体の条例をチェックして採点。
				E	「公社、100%出資団体等が存在しない」は、【質問】⑨の採点を2倍した。
	⑨ 2分の1以上出資法人 5ポイント	5ポイント	A	情報公開条例で、出資法人に関する情報公開の開示規定がある（条件付きを含む）「努力義務規定」「市長が要請」「措置の要請」などを含む。	
		3ポイント	B	情報公開条例にはないが、出資法人の規定などで、出資法人に関する情報公開の開示規定がある（条件付きを含む）	
		0ポイント	C	情報公開条例または出資法人の規定などで、出資法人に関する情報公開の開示規定がまったくない	
	E	「2分の1以上出資法人が存在しない」場合、【質問】⑧の採点を2倍した。			
【質問】⑧と⑨のいずれも E「存在しない」場合は、 【質問】①～⑦の採点（55点満点）を「55分の70」倍する。					
ポイント計		70ポイント			